

株式会社産業NAVI WEBサービス利用規約

第1条 (総則)

1. 本規約は、株式会社産業NAVI(以下、「甲」という。)が提供するWEBサービス(以下、「本サービス」という)の利用申込事業所(以下、「乙」という。)に適用されるものとする。
2. 本規約は、乙のホームページを甲が制作すること(以下、「制作業務」という。)および、甲による継続的なホームページの保守管理(以下、「保守業務」という。)など、本サービスを利用する際の条件を定めるものとする。
3. 本規約は、甲が甲のWEBサイト上で、随時乙に提示するものとする。

第2条 (規約の適用・変更等)

1. 乙は、本サービスの申込をする場合、本規約の内容を同意・承諾のうえ申込みものとする。
2. 本規約を変更、または必要に応じて追加する場合は、甲は乙に30日以上前に通知を行い、改定するものとする。その場合、WEBサイト上への提示、電子メールの送信または書面の送付、その他の方法により変更内容を通知するものとする。変更後の規約はWEBサイトへの提示をもって効力を発するものとし、乙が本サービスの利用を継続する場合は、これを承諾したものとす。

第3条 (契約の成立)

1. 乙から提出される「株式会社産業NAVI WEBサービス利用申込書」を甲が受付することをもって、本サービスに関する契約が成立するものとする。
2. 本契約において、甲が乙に提供する業務は、別紙仕様書の通りとする。
3. 甲および乙は、前項の仕様書の変更を行う必要が生じた時は、仕様の変更について協議するものとする。
4. 前項に基づく協議の結果、仕様変更の内容が料金・作業期間・納期等の契約条件に影響をおよぼすものと甲が判断する場合には、本仕様変更に関して合意の上、変更内容を書面にすることによって本仕様の変更を行うことができるものとする。
5. 第3項に基づく協議が整わない限り、甲は第2項の仕様に従って本業務を行う事ができる。
6. 第3項に基づく協議が整わず、甲が本業務の中止を希望する場合は、第15条の規定による。

第4条 (納期および契約期間)

1. 制作業務の納期は別紙見積書の通りとする。ただし、ホームページに記載する文章や画像等の提出が遅延するなど、乙の責により甲の作業の全部または一部が不可能および遅延する場合は、甲は一切の責任を負わないものとする。
2. 保守業務を契約した場合は、制作業務が完了後、保守業務に移行し、有効期限は保守業務開始日より1年間とする。ただし、甲乙双方特段の申し出がなければ、自動的に1年間契約が更新されるものとし、以降も同様とする。

第5条 (利用料金)

1. 乙が甲に支払う利用料金は、次の通りとする。
 - (1) 制作業務に係る料金は、金30万円に消費税等相当額を加えた額とし、本契約締結時に6万円に消費税等相当額を加えた額(以下、「着手金」という。)を支払い、納品完了後30日以内に金24万円に消費税等相当額を加えた額を支払うものとする。ただし、別途作業が発生する場合は、甲の定める料金規定に基づき、合わせて支払うものとする。
 - (2) 保守業務に係る料金は、月額金1万円に消費税等相当額を加えた額とし、制作業務終了日の翌月から支払義務が発生するものとする。ただし、別途作業が発生する場合は、甲の定める料金規定に基づき、合わせて支払うものとする。
2. 支払方法については、第10条に記載の通りとする。

第6条 (制作業務の実施)

1. 甲は、着手金の受領確認をもって、制作業務を開始する。
2. 甲は、信義則に則り、本契約および仕様書にもとづいて誠実に制作業務を実施するものとする。
3. 乙は、甲が制作業務を実施するにあたって必要な情報・資料等を提供し、また協力を行うものとする。

第7条 (制作資料等)

1. 乙は甲の依頼に従いホームページ制作に必要な資料、写真および情報等を用意し、提供するものとする。またこれらを用意・提供する際の費用や送料等は乙の負担とする。
2. ホームページの制作資料等が全て揃った後、甲は速やかに乙に作業スケジュールを提示するものとする。
3. ホームページの制作途中で追加資料等を求められた場合、乙は速やかに対応するものとする。

第8条 (納品および公開)

1. 甲は、制作業務終了後、完成したホームページを仮公開する。仮公開するホームページのURLは、別途甲から乙に通知する。
2. 乙は、仮公開から14日以内に、ホームページに仕様書との不一致、不具合、バグ等がないか検査を行わなければならない。
3. 前項の期間内に、乙から甲に対して修正の要求がある場合は、文書にてこれを甲に通知するものとする。甲は、当該文書を受領後速やかに修正の作業を行い、再度仮公開を行う。その後の取扱いは、前項に準ずるものとする。なお、乙の責に帰すべき事由によりホームページデザインを修正および変更する場合には、別途費用がかかるものとする。
4. 第2項の期間内に、乙から甲に対し特段の申し出がなければ、納品完了とし、甲はホームページを正式公開する。

第9条 (瑕疵担保責任)

1. 納品完了後、納品したホームページに関して仕様書との不一致が発見された場合、乙は甲に対して修正を請求することができる。ただし、甲が当該修正責任を負うのは、納品完了後1カ月以内に乙から請求された場合に限るものとする。
2. 前項の規定は、仕様書との不一致が乙の提供した資料等または乙の与えた指示等、乙の責任によって生じたときは適用しない。

第10条 (各料金等の支払い)

1. 制作に関する業務の料金は、原則として、甲が発行する振込依頼書に基づき、乙は甲の指定する口座への振り込みにより支払うものとする。
2. 保守業務に関する業務の料金は、原則として、甲が指定する収納代行会社を通じて、乙が指定しかつ甲が承認した金融機関の口座から自動引落の方法(以下、「口座振替」という。)により支払うものとする。
3. 口座振替の手順は次のとおりとする。
 - (1) 乙は、口座振替のための金融機関を指定する、または口座振替中の金融機関を変更する場合は、甲が指定する「預金口座振替申込書」に必要事項の記入と金融機関届出印を押印のうえ、申込締切日の毎月20日(ただし、毎年12月は15日とし、当該応答日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)迄に郵送等て提出するものとする。
 - (2) 前項の申込締切日までに手続きが行われた場合、翌月10日(ただし、当該応答日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)に、乙指定の金融機関より口座振替がされるものとする。
 - (3) 乙の都合により当該引落日に料金の口座振替ができなかった場合、延滞した月と次月分の料金を合わせた2カ月分の料金を翌月10日(ただし、当該応答日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)に、乙指定の金融機関より口座振替がされるものとする。なお、当該延滞分の引落日において口座振替ができなかった場合は、当該延滞分と次月分の料金を合わせた3カ月分の料金を、甲より乙に振込依頼書にて請求することとし、乙のホームページの掲載を一時的に停止する。
4. 料金の支払いに振込手数料が必要な場合は、乙の負担とする。
5. 乙が支払いを行わない場合、甲は乙に対し、支払い期限の翌日より実際の支払日までの日数に応じて未払い金額に対し年利21.9パーセント(年365日日割計算)を乗じて計算した金額を遅延損害金として請求するものとする。

第11条 (コンテンツの所有権・著作権)

1. 画像、動画、イラスト等(以下、「画像データ等」という。)のうち、甲が乙のために制作したものについては、本契約においてのみ使用できるものとする。
2. 乙が甲に提供する画像データ等につき、第三者の知的財産権等を侵害していないことを乙は保証する。
3. コンテンツの所有権および著作権は、乙又は第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第5条の支払い完了をもって、甲から乙へ移転するものとする。
4. 甲が自ら作成し、または有償で第三者に制作させ、もしくは第三者から購入した画像データ等の著作権は、納品後も甲に帰属するものとする。
5. 前項の権利には、著作権法第27条および著作権法第28条の権利を含むものとする。
6. 本契約のために乙が甲に提供したコンテンツの著作権については、乙に帰属する。
7. ホームページのデザインの著作権は、甲に帰属する。

第12条 (サービス利用の中断・停止)

1. 甲は以下の各号に該当する場合、乙に事前の通知をすることなく、本サービスの利用の全部または一部を中断または停止することができるものとする。
 - (1) 天災事変、停電その他甲の責に帰することができない事由により緊急事態の発生またはその恐れがある場合
 - (2) 甲が緊急メンテナンスや定期的な保守などにより点検を行う場合
 - (3) 法令による規制、司法・行政命令が適用された場合
 - (4) その他、甲が一時的な中断を必要と判断した場合
2. 甲は前項各号に基づき本サービスの全部または一部が中断または停止したことにより生じた乙の損害について、その責任を負わないものとする。
3. 甲は本サービスの運営の継続が困難であると判断した場合、乙に通知の上、その運営を終了することができるものとする。

第13条 (契約解除)

1. 甲および乙は、相手方に対し、3カ月前までに事前に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
2. 乙が本サービスの契約を解約する場合は、甲の定める方法で届出をするものとする。
3. 甲は、乙の解約受付後、着手金または契約期間終了月までの利用料金を既に受領している場合であっても、料金は返却しないものとする。
4. 本条に基づく解約により生じる乙の損失、その他負担については、甲はその責任を負わないものとする。
5. 乙は本サービス解約時点で発生している利用料金その他の債務の履行について、本規約に基づいて行うものとする。なお本規約に定めのない事項については、乙は甲の請求に従うものとする。

第14条 (権利譲渡禁止)

- 乙は本サービスを利用するために届け出た氏名(名義)や乙として有する権利を、第三者に名義変更もしくは譲渡できないものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、甲と乙の協議または一定の書類の提出により、利用権利を継承できるものとする。
- (1) 法人の合併や移転により法人名および代表者、所在地、連絡先のみが変更した場合
 - (2) 個人事業主等で所在地、連絡先の変更で、申込書記載時と申込者が同一の場合

第15条 (本サービスを利用できない場合)

1. 乙が以下の各号の事由に該当する場合、またはそのおそれがあると甲が判断した場合には、本サービスの利用申込を受諾しないものとする。また、本サービス利用開始後に明らかになった場合は、甲は乙に事前に何等の通知もしくは催告をすることなく本サービスの提供の停止、解約をすることができるものとする。
 - (1) 申込書記載事項に虚偽等の記載があった場合
 - (2) 期日経過後も入会金・利用料金等の支払いがない場合
 - (3) 甲または第三者の著作権、特許権、商標権等の知的財産権、その他の権利を不当に侵害する場合
 - (4) 甲または第三者の名誉、プライバシー、パブリシティ権、その他の権利を侵害し、またはその信用を毀損する場合
 - (5) 甲または第三者を差別、誹謗中傷する場合
 - (6) 暴力団、その他社会通念上反社会的勢力への関与等がある場合
 - (7) 長時間の架電や問い合わせ等を繰り返すなど、本サービスやその利用への妨害または義務や理由のないことを強要し、甲の業務に著しい支障をきたす、またそのおそれのある場合
 - (8) ホームページ制作期間が制作開始日より6か月を超え、乙の責に帰すべき事由により制作が行えないと甲が判断した場合
 - (9) 乙の登録情報変更の届出事項の失念により、郵送・メールなどによる連絡が不可能となった場合
 - (10) 過去に本条による解約の処分を受けたことがあることが明らかになった場合
 - (11) その他、本サービスの利用者として不適当であると甲が判断した場合
2. 乙が本条によって本サービスの利用停止、または解約されたことに伴い、乙に発生する損失、その他負担については、甲はその責任を負わないものとする。
3. 乙が前項に該当する場合、乙は料金やその他甲に対して負担する債務について期限の利益を喪失し、その債務の全額を甲の定める方法で一括して支払うものとする。なお当該支払については第10条に従うものとする。
4. 甲により本サービスの解除をされた場合、甲は乙から支払われた利用料金等の返金に応じないものとする。
5. 乙が本規約に違反し、または第1項のいずれかに該当することで甲が損害を被った場合、甲は利用の一時停止または強制解約処分の有無にかかわらず、乙(本サービス契約を解約された者を含む)に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。

第16条 (再委託)

甲は、本サービスに関する業務の一部または全部を第三者に委託することができるものとする。

第17条 (秘密保持)

1. 甲および乙は本サービスの運用・掲載等により知り得た情報、その他双方の機密に属すべき一切の事項を許可なく第三者に漏洩・開示・提供してはならないものとする。
2. 甲は、本サービスに関する業務を委託した第三者に機密保持義務を遵守させるものとする。
3. 本条の規定は、本契約が終了した後、または解除された後においても有効とする。

第18条 (免責)

甲は、本規約において本サービスを利用することにより生じる結果および本サービスをを用いて行った行為の結果について、その理由の如何を問わず乙に生じた次の各号に対する責任を負わないものとする。

- (1) 乙が利用者との間で生じた金銭上の損失や争い
- (2) 乙が利用者に提供する商製品またはサービス等の品質によって生じた責任に対する損失や争い
- (3) 乙が利用者に提供する商製品またはサービス等の欠陥、保守、修理、アフターサービス等に関わる情報、知的財産権侵害等に関して生じた損失、損害
- (4) 本サービスの停止によって生じた損失、損害
- (5) 甲以外の第三者による行為によって生じた損失、損害
- (6) 本サービス利用による売上や販売数の成果、その他結果についての完全性、確実性、有用性等の保証
- (7) 検索エンジンの最適化等の実施により、乙のホームページの検索順位の変動やその結果より生じた損失・損害

第19条 (賠償責任)

1. 甲および乙は本規約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。
2. 乙は本規約に違反すること、またはコンテンツを本サービスに登録、変更、削除等を行うことによって、利用者等との間でトラブルが生じた場合、乙の責任で解決するものとし、甲に何らの負担を負わせないものとする。

第20条 (ガイドライン)

本規約に定めのない特定サービスについては、甲が別途「ガイドライン」を定めることとし、乙が特定サービスを利用する際は当該ガイドラインを遵守するものとする。

第21条 (管轄裁判所)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国の法律が適用されるものとし、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。